

特定事業所集中減算 Q & A

	疑義	回答
実施地域の取扱い	居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域を区より小さいエリアに限定することは可能か。	生活圏域や小学校区、「〇〇町」といった範囲までであれば可能。その際、利用者数や位置づけたサービス事業所数の半数以上が実施地域内に所在するよう留意すること。なお、実施地域は利用申込に係る調整等の観点からの目安となるものであることから、その設定にあたっては適切に対応すること。
	居宅介護支援事業所の通常の実施地域を判定期間の途中で変更する場合、実施地域内の事業所数の算出についてはどのように取り扱えばよいのか。	判定期間中の月平均の事業所数で判断する。
	「ア」該当に関して、判定期間の途中で4事業所から5事業所に増えるなど事業所数に変動があった場合にはどのように取り扱えばよいのか。	判定期間中の月平均の事業所数で判断する。
地域ケア会議等との連携	サービス担当者会議に参加する地域包括支援センターに基幹型包括支援センターは含まれるのか。	含まれる。
	日程の都合により、地域包括支援センターがサービス担当者会議に参加できない場合、意見照会の形でもよいのか。	意見照会の形でもよい。ただし、意見照会したことが分かるよう記録に残しておくことが必要である。
	虐待事例等の緊急受入れで正式なサービス担当者会議が開催できない場合についてはどのように取り扱えばよいのか。	地域包括支援センターと連絡調整を行い、連絡調整にかかる記録が保管されていればよい。
	判定期間(6ヶ月)ごと、あるいはケアプラン変更・更新ごとに地域ケア会議等の助言を求める必要があるのか。	地域包括支援センターとの連携が継続され、かつ記録が残されている場合においては、不要である。
その他	判定期間中の利用者数の増減が想定されるため、「正当な理由有りとして除外できる件数」については、「延件数」という理解でよいのか。	「延件数」で算出する。